

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第27号

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成3年新潟市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附則に次の2項を加える。

（令和6年能登半島地震に伴う災害による助成額の特例）

- 5 市長は、令和6年能登半島地震に伴う災害により助成対象者がその財産について著しい損害を受け、第8条第1号に規定する一部負担金を支払うことが困難であると認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該一部負担金（令和6年1月1日から同年9月30日までの間の医療その他の療養についてのものに限る。）の額を助成することができる。
- 6 前項の規定による助成の手続については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。